

全日本小学生バンドフェスティバル中国大会実施規定

第1条 全日本小学生バンドフェスティバル中国大会は、各県吹奏楽連盟から推薦された団体が参加して毎年10月に実施する。

第2条 主管県は原則、広島県とする。但し広島県で主管できない場合は中国4県のいずれかで主管する。

第3条 選出母体となる県吹奏楽連盟は次のとおりとする。

鳥取県吹奏楽連盟

島根県吹奏楽連盟

岡山県吹奏楽連盟

広島県吹奏楽連盟

山口県吹奏楽連盟

第4条 総会は、その年度の実施期日・会場など必要事項を決定する。

(参加規定)

第5条 参加人員は任意とする。

第6条 参加資格は同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している小学校児童とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第7条 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏・演技)

第8条 参加団体は、任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第9条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具の使用は任意とする。

2 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

第10条 演奏曲は県大会で演奏したものとする。

第11条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

(注) 1) 作曲家の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。

2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第12条 出演時間は7分以内とする。出演時間とは演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第13条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

(注) 1) 集計表の評価の欄は無記入とし、結果の欄に「失格」を記入する。

2) 団体には賞状は渡さない。講評用紙についてはそのまま団体の代表者に渡す。

第14条 演奏形態は任意とする。

第15条 服装等は任意とする。

第16条（県代表選出団体数）

全日本小学生バンドフェスティバル中国大会に各県より推薦する団体数は、次のとおりとする。

- ① 出場数を15団体とする。（主管県1団体増を含まない）
- ② 次年度の出場数は、秋の理事会においてその年度の各県小学生バンドフェスティバルに参加した数に基づき審議するものとする。
- ③ 各県の基礎数を1とし、各県の小学生バンドフェスティバルに参加した数により残数を比例配分する。
- ④ 主管県は上記の選出方法で決定された数に1団体増とする。

第17条（県代表）

各県吹奏楽連盟は、全日本小学生バンドフェスティバル中国大会開催日の3週間以前に県大会を実施し、代表団体を理事長・主管県理事長に報告する。

第18条（代表団体）

全日本小学生バンドフェスティバルへの代表団体は、その実施規定に従い、グッドサウンド賞受賞団体の中から得点の高い順に3団体を理事長が推薦する。

第19条（審査員）

審査員の構成と人選については、次のとおりとする。

- ① 中国5県以外（主たる勤務先として）から7名の審査員を委嘱する。
- ② 構成は木管、金管から各2名、打楽器1名、作曲・指揮・指導者から1名マーチング専門家から1名の計7名とする。
- ③ 当該年度の総会において各県から7名を推薦し、常任理事の投票によりその交渉順位を決定する。各県吹奏楽連盟は、当該年度の審査員該当者を県コンテストの審査員としない。
- ④ その決定に従って理事長が交渉し、委嘱する。
- ⑤ 同一審査員による連続審査は2年を限度とする。

第20条（共催・後援・協賛）

全日本小学生バンドフェスティバル中国大会実施に当たって、理事長が必要と認めた場合は共催および後援・協賛団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第21条 全日本小学生バンドフェスティバル中国大会実行委員会は、主管県でこれを組織する。

第22条 その他開催上の細目については、実行委員会が定める。

第23条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

第24条 この規定は平成12年4月より施行する。

平成13年 2月24日	一部改正	平成16年 5月14日	一部改正
平成17年 2月 5日	一部改正	平成19年 5月11日	一部改正
平成22年10月 3日	一部改正	平成26年 5月 9日	一部改定
平成28年 5月 6日	一部改定	平成31年 4月26日	一部改定
令和4年 4月28日	一部改訂	令和5年 4月28日	一部改正